

令和8年度  
市町村別浄化槽補助金額一覧

令和8年5月調査

一般社団法人新潟県浄化槽整備協会

## 【1】 令和8年度 浄化槽設置整備事業(個人設置)補助金額一覧

- ・浄化槽設置補助制度は、各市町村ごとに助成額、対象範囲などに違いがあります。活用にあたっては、事前に市町村担当課に確認下さい。
- ・各市町村補助金額一覧は、当協会ホームページの「浄化槽設置への補助金」にも掲載しています。

(単位:千円)

No	市町村名	工事内容等	助成金限度額					備考
			5人槽	7人槽	10人槽	撤去費加算	宅内配管助成	
1	新潟市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独処理浄化槽からの設置替</li> <li>・汲み取り便槽からの入替</li> </ul>	825	990	1,410	※	※	①補助対象区域 ・下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域及び公設浄化槽区域を除いた「合併処理浄化槽整備区域」 ・下水道事業計画区域を改め、「合併処理浄化槽移行区域」に指定された区域 ②補助対象者 ・主に住宅として利用する建物に「補助対象工事」を行う方 ③補助対象工事 ・既存住宅における合併処理浄化槽への設置替工事 ・既存住宅の建替えに伴う合併処理浄化槽の設置工事(同一敷地内に限る)  ※単独処理浄化槽からの設置替工事で、宅内配管工事が不要の場合は30万円、単独処理浄化槽撤去分の工事が不要な場合は12万円を減じた額が「補助金申請額」となる。  ※汲み取り便槽からの入替工事で、宅内配管工事が不要の場合は30万円、汲み取り便槽撤去分の工事が不要な場合は9万円を減じた額が「補助金申請額」となる。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅における設置工事</li> </ul>	405	570	990			①補助対象区域 ・下水道事業計画区域を改め、「合併処理浄化槽移行区域」に指定された区域 ②補助対象者 上記と同じ
2	長岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規設置(汲取からの入替含む)</li> <li>・単独処理浄化槽からの設置替</li> <li>・既設合併処理浄化槽の更新</li> </ul>	600	800	1,200	90		①対象 ・下水道整備の計画がない区域の住宅(併用住宅)、町内会・自治会などの公民館・集会所に合併浄化槽を設置する方
3	上越市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規設置</li> <li>・単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの設置替</li> </ul>	352	441	588	※	300	①対象地域 ・下水道事業全体計画区域外かつ農業集落排水処理区域外の「合併処理浄化槽整備区域」 ②対象建築物 ・専用住宅又は住宅部分が1/2以上の併用住宅(居住の用に供する部分のみ)  ※単独処理浄化槽撤去工事費及びくみ取り便槽撤去工事費 9万円
			772	905	1,639	※	300	①対象地域 ・下水道事業全体計画区域内において、汚水処理整備手法を公共下水道から合併処理浄化槽に転換した「合併処理浄化槽転換区域」のうち、市街化調整区域 ②対象建築物 ・専用住宅又は住宅部分が1/2以上の併用住宅(居住の用に供する部分のみ)  ※単独処理浄化槽撤去工事費 12万円 くみ取り便槽撤去工事費 9万円
			797	957	1,708	※	300	①対象地域 ・下水道事業全体計画区域内において、汚水処理整備手法を公共下水道から合併処理浄化槽に転換した「合併処理浄化槽転換区域」のうち、市街化区域 ②対象建築物 ・専用住宅又は住宅部分が1/2以上の併用住宅(居住の用に供する部分のみ)  ※単独処理浄化槽撤去工事費 12万円 くみ取り便槽撤去工事費 9万円

No	市町村名	工事内容等	助成金限度額					備 考
			5人槽	7人槽	10人槽	撤去費 加算	宅内配 管助成	
4	三条市	・単独処理浄化槽からの設置替 ・汲み取り便槽からの入替	414	474	660	※	330	①対象地域 ・下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域を除く市内全域 ②対象建物 ・申請者が居住する一戸建ての建物（延床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む） ③対象とならない方 ・住宅の新築、移転又は増改築に伴い浄化槽設置が義務付けられる方 ほか ④宅内配管工事費助成 ・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽への転換に付帯して行う宅内配管工事費が助成対象 ⑤対象浄化槽：環境配慮型浄化槽  ※単独処理浄化槽撤去費 15万円 くみ取り便槽撤去費 12万円
5	柏崎市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	390	474 (6・7人)	660 (8～50人)	※	300	①対象地域 ・下水道事業計画区域、農業集落排水事業実施地域及び浄化槽を用いて集合処理している地域を除く地域 ②対象建築物 ・専用住宅、店舗など併用住宅（居住に供する部分だけが対象）、集会場 ③宅内配管工事費助成 ・単独から合併への転換に付帯して宅内配管を設置する場合 ・建替・増改築を行う場合は対象外  ※単独処理浄化槽撤去費 12万円 くみ取り便槽撤去費 9万円
6	新発田市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 (新発田市水道水源保護地域等 合併処理浄化槽設置支援事業)	500	700	1,100 (8人～)	○		①対象地域 ・市下水道基本構想の合併処理浄化槽事業地域に定めた次に掲げる地区（略）及び市長が別に定める地区 ②補助金額 ・左記の補助限度額と合併浄化槽の設置に要した経費（単独撤去費用含む）から35万円を控除した額とを比較し、いずれか少ない方の額
7	小千谷市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	475	670	963		90	①対象地域 ・下水道事業計画区域、処理予定区域及び農業集落排水事業の整備区域又は予定処理区域を除いた区域 ②対象浄化槽 ・一般住宅に設置する処理対象人員10人槽以下の合併処理浄化槽
8	加茂市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588			①対象地域 ・公共下水道全体計画区域外の区域
9	十日町市							
10	見附市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	890	1,100	1,340			①対象地域 ・下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域を除いた区域 ・市長が定める区域（浄化槽整備区域） ②補助金額 ・補助金の額は、別表第1（略）に定める人槽区分ごとの限度額と浄化槽の設置に要した経費から31万円を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額とする。
11	村上市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 (村上市合併処理浄化槽設置整備 事業補助金)	910	1,240	1,770			①対象地域及び建物 ・別表第1（略）に定める区域の専用住宅、併用住宅及び地区 集会場 ②補助金額 ・補助金の額は、別表第2（略）に定める額と補助対象経費に 0.9を乗じて得た額を比較し低い額とする。
		・事業所の新設、増設、移設に伴う 合併処理浄化槽等の設置 (村上市事業所等合併処理浄化槽 設置整備事業補助金)	455	620	885			①対象地域及び建物 ・下水道法の認可を受けた事業計画の処理区域及び農業集落 排水事業処理区域を除いた区域の事業所（併用住宅を除く）
		・既設事業所の合併処理浄化槽等 更新 (村上市事業所等合併処理浄化槽 設置整備事業補助金)	303	413	590			①対象地域及び建物 ・上記に同じ

No	市町村名	工事内容等	助成金限度額					備 考
			5人槽	7人槽	10人槽	撤去費 加算	宅内配 管助成	
12	燕市	・単独処理浄化槽からの設置替 ・汲み取り便槽からの入替	414	474	660	※	330	①対象地域 ・燕市汚水処理施設整備構想で、個別処理区域に区分される地域 ②対象とならない方 ・住宅の新築に伴い合併浄化槽を設置する場合は補助対象外。ただし転換設置に伴い住宅の建て替えを行う場合など、一部対象となる（担当課に事前相談）。 ③宅内配管工事費 ・単独処理浄化槽からの転換又は、汲み取り便槽からの入替の場合。住宅の増改築を伴う場合は補助対象外 ④対象浄化槽：環境配慮型浄化槽  ※単独処理浄化槽撤去費 15万円 汲み取り便槽撤去費 12万円
13	糸魚川市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	414	474	660			①対象区域 ・公共下水道事業計画区域で供用開始まで7年以上の区域及び事業認可区域外 ・集落排水事業の事業実施採択申請区域で供用開始まで7年以上の区域 ②対象建物 ・専用住宅（住宅部分の床面積が1/2以上となる併用住宅を含む） ・浄化槽は10人槽まで対象
14	妙高市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （専用住宅、併用住宅）	750	792	870			①対象地域 ・公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業が実施又は予定されている地域以外の区域 ②対象者 ・処理対象人員が10人以下のもの
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （ホテル・旅館・事業所等）	175	220	294			①対象地域 ・上記に同じ ②対象者 ・ホテル・旅館・事業所等については、処理対象人員の制限無し
15	五泉市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	414	474	660	150		①対象地域 ・下水道法の認可を受けた事業計画の予定処理区域及び市長が別に定める区域を除く本市全域 ②対象者 ・対象区域において主に住宅として利用する建物に家庭用の合併処理浄化槽を設置する人 ③対象とならない人 ・既存の合併処理浄化槽を廃して新たに合併処理浄化槽を設置する人 ・家屋を新築又は増築する際について汚水処理未普及解消につながらない浄化槽を設置する人
16	阿賀野市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588			①対象地域 ・公共下水道処理区域と今後の下水道整備計画区域を除く地域 ②対象者 ・市内に居住する個人の専用住宅、併用住宅が対象
17	佐渡市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 ・汲取り便槽からの入替	390	474	660	※	300	①対象地域 ・下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業等の事業認可区域並びにおおむね7年以内に下水道等が利用できる計画がある地域を除いた佐渡市全域とする。 ②宅内配管工事費補助対象 ・単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し合併処理浄化槽を設置される方 ③撤去又は雨水貯留槽等への再利用費補助対象 ・浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽の撤去 ・浄化槽設置に伴う汲み取り便槽の撤去 ・浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用  ※単独浄化槽撤去費 12万円 汲み取り槽撤去費、単独浄化槽再利用 9万円

No	市町村名	工事内容等	助成金限度額					備 考
			5人槽	7人槽	10人槽	撤去費 加算	宅内配 管助成	
18	魚沼市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （専用住宅・併用住宅）	530	750	940			①対象地域 ・公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模排水処理施設整備事業の事業計画区域外の区域 ・魚沼市個別合併処理浄化槽施設条例第3条の市長が認める区域以外の区域
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （集会所・事務所等）	170	250	310			①対象地域 ・上記に同じ
19	南魚沼市	（公設浄化槽整備事業を実施）						
20	胎内市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	414	474	660			①対象地域 ・下水道法の認可を受けた事業計画に定められた区域 ・農業集落排水事業の整備区域並びに予定処理区域 上記の区域を除く区域を対象地域とする。 ②補助対象者 ・専ら居住の用に供する建築物又はその一部を人の居住の用に供する建築物に浄化槽を設置しようとする者
21	聖籠町							
22	弥彦村							
23	田上町	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （共同設置以外の場合）	187	219	277			①対象地域 ・公共下水道事業及び農業集落排水事業適用区域を除く田上町全域 ②補助対象者 ・対象地域内において専用住宅（小規模店舗等を併設した住宅を含む）に合併処理浄化槽を設置する方
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （共同設置の場合）	187	219	277			①対象地域、②補助対象者とも上記に同じ ③共同設置の補助限度額 11～20人槽 522、21～30人槽 876、31～50人槽 1,170
24	阿賀町	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	1,300	1,650	2,240			①対象地域 ・公共下水道事業、農林業集落排水事業、個別排水処理事業の処理区域以外の区域、及び処理区域内にあって町長が別に定める区域 ②補助金額 ・補助金の限度額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、左欄のとおり
25	出雲崎町	（公設浄化槽の管理を実施）						
26	湯沢町							
27	津南町	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	1,300	1,500	2,000			①対象地域 ・特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の導入地域を除く地域。但し同事業の実施地域であっても同事業除外家屋は対象とする。 ②補助金額 ・補助金の額は、別表の表2に定める各人槽ごとの事業費を限度額としてその工事費の9割とする。
28	刈羽村	（村単独の公設浄化槽整備事業あり）						
29	関川村	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	950	1,200	1,750	○		①対象地域 ・特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域外の地域。ただし、経済効果等を勘案して村長が特に認めた場合はこの限りではない。 ②補助金額 ・補助金の限度額は、別表に定める人槽区分ごとの補助限度額と合併処理浄化槽の設置に要した経費（単独撤去費含む）から20万円を控除した額と比較し、いずれか少ない方の額とする。
30	粟島浦村							

※ 11人槽以上に対する補助を実施している市もあるが、紙面の制約から省略しています。

## 【2】 令和8年度 公共浄化槽等整備推進事業(公設)の分担金等一覧

(単位:円)

No	市町村名	本体工事費の分担金			市町村助成		使用料			備 考
		5人槽	7人槽	10人槽	撤去 費 助成	宅内 配管 助成	5人槽	7人槽	10人槽	
1	新潟市	120,000	150,000	190,000			3,674	4,202	5,038	①整備区域 ・市長は、公設浄化槽の整備の対象となる区域を定め、これを告示する。 ②使用料金：税込料金
2	長岡市	150,000	190,000	260,000			2,800	3,600	4,200	①処理区域 ・市が設置する浄化槽は、市が指定した整備区域内（山古志地域と川口地域の一部）の住宅のみ ②使用料金 ・使用料の月額は、左記の金額に消費税率を乗じて得た額（1円未満切捨て）
3	南魚沼市	15人槽 以下 220,000	16～ 20人槽 293,700	21～ 25人槽 349,100		○	(備考参照)			①処理区域 ・下水道法の認可を得た事業計画において定められた予定処理区域、及び南魚沼市農業集落排水施設設置条例により定められた処理区域を除く区域 ②市の負担・管理部分 ・流入柵、浄化槽本体及び放流先までの配管（宅内配水設備の流入柵までは個人負担） ・プロフの配管、本体、電気設備（電源） ③使用料金 ・使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第1に定める金額をもって算定した額から別表第2に定める金額（電気料金）を減じた額 （別表第1） ・基本料金 1,925円 ・超過料金 10㎡を超える分 1㎡につき192円 （別表第2）略
4	十日町市	300,000	300,000	300,000	○		下水道使用料			①処理区域 ・浄化槽処理促進区域 ②使用料 ・下水道使用料
5	糸魚川市	180,000	180,000	240,000		○	使用実績			①整備対象区域 ・市長は浄化槽の整備対象区域を定めたときは、これを告示する。 ②使用料金 ・基本料金10㎡まで1,722.6円、超過料金1㎡につき、11㎡～30㎡まで181.5円
6	刈羽村	150,000 +加算	150,000 +加算	150,000 +加算			使用実績			①事業実施形態 刈羽村農業集落排水事業の一環として実施 ②浄化槽設置対象地域 ・設置予定の土地の周囲に下水道本管がない場合 ③加算金 ・アパート等に設置の場合 ④使用料金 ・月額 1,650円 10㎡まで 超過 176円 1㎡ごと
7	出雲崎町	—	—	—			使用実績			①新規の設置 ・新規の設置は無し ②使用料金（税込料金） ・基本料金10㎡まで1,870円、超過料金1㎡につき、187円

※ 紙面の制約から11人槽以上は省略しています。

### 【3】 令和8年度 維持管理費用に対する補助を行っている市町村一覧

(単位:円)

No.	市町村名	助成金限度額(年額)			助成金の対象	備 考
		5人槽	7人槽	10人槽		
1	長岡市	33,600	39,600	45,600	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定検査料金</li> <li>・保守点検料金</li> </ul>	①対象 次のいずれかに該当する建物に設置された合併処理浄化槽の管理をする方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道が供用開始されていない区域の住宅(併用住宅)</li> <li>・下水道整備の計画がない区域の町内会・自治会などの公民館・集会所</li> </ul>
2	見附市	23,000	25,000	29,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11条法定検査料金</li> <li>・保守点検料金</li> </ul>	①対象地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域を除いた区域</li> <li>・市長が定める区域(浄化槽整備区域)</li> </ul>
3	村上市	15,000	15,000	15,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費</li> <li>・プロフ交換経費は実額(3万円を限度)</li> </ul>	別表第1に掲げる地域(略)

※ 紙面の制約から11人槽以上は省略しています。

## 市町村浄化槽事務担当窓口一覧

番号	市町村名	担当窓口	担当事務※	浄化槽 種限移課	郵便番号	所在地	TEL
1	新潟市	環境対策課 注1	A、B	法定 事務	951-8550	新潟市中央区学校町通1番町6 0 2-1	025-226-1371
		下水道部経営企画課 注2	C				025-226-2959
2	長岡市	下水道課 注3	A、B、C	○	940-0084	長岡市幸町2丁目1-1	0258-39-2235
		建築・開発審査課 注4	A		940-0062	長岡市大手通2-6	0258-39-2226
3	上越市	生活環境課	A、B		942-0036	上越市大字東中島2 9 6 3 番地	025-526-5111
4	三条市	環境課	A、B	○	955-8686	三条市旭町二丁目3番1号	0256-34-5558
5	柏崎市	環境課	A、B	○	945-0011	柏崎市松波4丁目1 3-1 3	0257-23-5170
6	新発田市	下水道課	A、B		957-0026	新発田市下内竹7 4 7	0254-23-7179
7	小千谷市	環境共生課	A、B		947-8501	小千谷市城内2丁目7-5	0258-83-3566
8	加茂市	環境課	A、B		959-1392	加茂市幸町2-3-5	0256-52-0080
9	十日町市	上下水道課	A、B、C	○	948-0072	十日町市西本町三丁目688番地 (十日町市下水処理センター内)	025-757-3141
10	見附市	上下水道局	A、B	○	954-8686	見附市昭和町2丁目1-1	0258-62-1700
11	村上市	環境課	A、B	○	958-8501	村上市三之町1番1号	0254-53-2111
12	燕市	生活環境課	A、B	○	959-0295	燕市吉田西太田1 9 3 4 番地	0256-77-8167
13	糸魚川市	ガス水道局	A、B、C		941-0056	糸魚川市一の宮1丁目3番5号	025-552-1540
14	妙高市	建設課	A、B		944-8686	妙高市栄町5番1号	0255-74-0053
15	五泉市	環境保全課	A、B	○	959-1692	五泉市太田1 0 9 4-1	0250-43-3911
16	阿賀野市	上下水道局	A、B	○	959-2024	阿賀野市中島町7-2 0	0250-62-2833
17	佐渡市	上下水道課	A、B	○	952-1292	佐渡市千種2 3 2	0259-67-7853
18	魚沼市	ガス水道局	A、B		946-0011	魚沼市小出島7 8 8	025-792-1118
19	南魚沼市	廃棄物対策課	A		949-6407	南魚沼市島新田7 6 4	025-782-0339
		下水道課	C		949-6746	南魚沼市畔地3 1 5	025-774-2740
20	胎内市	上下水道課	A、B	○	959-2693	胎内市新和町2-1 0	0254-43-5741
21	聖籠町	生活環境課	A		957-0192	聖籠町大字諏訪山1 6 3 5-4	0254-27-2111
22	弥彦村	防災むらづくり課	A		959-0392	弥彦村大字矢作4 0 2	0256-94-1022
23	田上町	町民課	A、B		959-1503	田上町大字原ヶ崎新田3 0 7 0	0256-57-6115
24	阿賀町	町民生活課	A、B	○	959-4495	阿賀町津川5 8 0 番地	0254-92-5761
25	出雲崎町	町民課	A、C		949-4392	出雲崎町大字川西140番地	0258-78-2294
26	湯沢町	環境農林課	A	○	949-6192	湯沢町大字神立3 0 0 番地	025-788-0291
27	津南町	建設課	A、B		949-8292	津南町大字下船渡戊5 8 5	025-765-3116
28	刈羽村	建設課	A、C		945-0397	刈羽村大字割町新田2 1 5-1	0257-45-3919
29	関川村	住民税務課	A、B		959-3292	関川村大字下関9 1 2	0254-64-1471
30	粟島浦村	産業振興課	A		958-0061	粟島浦村字日の見山1 5 1 3-1 1	0254-55-2111

※担当事務の種類    A:浄化槽設置届出等    B:個人設置補助申請    C:市町村設置申請

注1 各区役所区民生活課生活環境係(中央区役所においては窓口サービス課)

注2 お住まいの区域を所管する下水道事務所・下水道推進室

注3 Aの事務のうち、浄化槽設置届出書以外の各種届出書の受付

注4 Aの事務のうち、浄化槽設置届出書の受付